

学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針（令和3年度版）

須賀川市立第三中学校

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

<基本理念>

いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期発見し、迅速かつ適切に対処する。

<規範意識の醸成>

いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

<組織的対応>

いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<いじめの判断>

- (1) いじめられた生徒の立場に立つこと
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているもの」を限定して解釈することのないようにすること
- (3) 特定の教職員で判断することなく、「いじめ対策委員会」の組織を活用すること。
- (4) 見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い生徒の感じる被害性に着目し判断すること
- (5) インターネット上に悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、適切な対応に努めること
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合でも、いじめ対策委員会へ事案の情報共有を行うこと。

3 いじめの理解

- (1) どの子どもにも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせ等のいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わなくても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

- (4) 所属集団の構造上の問題から起こることもあり、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する必要がある。
- (5) いじめには、犯罪行為や生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものも含まれる。その際には、教育的配慮や被害者の意向に配慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられる。特性を踏まえ、保護者と連携し、周囲の生徒に組織的に必要な指導を行う。
 - ア 発達障がいを含む、障がいのある生徒
 - イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒など外国につながる生徒
 - ウ 性同一性障害など性的指向・性自認にかかる生徒
 - エ 東日本大震災による被災、原子力発電所事故から避難している生徒

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

＜心の通う人間関係＞

教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

＜ストレスに対処する力＞

いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

＜安心できる学校＞

全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

＜組織的な連携＞

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

○ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・ いじめ対策委員会（生徒指導委員会を兼ねる）

学校におけるいじめの防止・早期発見・対応等、組織的な対応を行う。

- ・ 職員会議：

全職員による情報・対応策を共有する。

- ・ 緊急対策委員会

必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー等）を活用する。

- ・ ケース会議

必要に応じて開催する。生徒指導委員会のメンバー、S S W、外部機関との連携を図る。

○ 学校におけるいじめ情報の共有

- ・ わずかな兆候や懸念、生徒からの訴えをすべて当該組織に報告・相談し、いじめ対策委員会を中核として組織で対応する
- ・ 学年会での情報交換を重視し、そこからすべての情報をいじめ対策委員会、管理職に報告する。

○ 学校におけるいじめの未然防止のための取組

- ・ 集団づくり・・・心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけさせる。
- ・ 規範意識の醸成・・・考え、議論する道徳の授業を実施する。教育活動全体での道徳教育の充実を図る。

○ 学校におけるいじめの早期発見のための取組み

- ・ アンケートの毎月 1 回の実施（いじめアンケート・教育相談に関わる調査）
- ・ 生活記録ノートの特検、日頃の観察
- ・ 教育相談、保護者との連携
- ・ 部活動顧問との情報交換

○ 学校におけるいじめに対する措置

- ・ いじめ対策委員会への報告→組織での状況把握・共有→組織での対応検討・実施→評価

○ いじめ解消の要件

- ・ 謝罪をもって安易に解消とすることはできない
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
（行為が止んでいる状態がすくなくとも 3 ヶ月継続していること）
 - イ 被害生徒が心身に苦痛を感じていないこと
（再発の可能性を考慮し、日常的に注意深く観察すること）

○ 年間計画

月日	内 容	月日	内 容
4 月	いじめ対策委員会組織、方針確認 生徒指導全体会での情報共有 ●いじめアンケート実施①	10 月	●教育相談に関わる調査実施（2 学期）
5 月	●いじめアンケート実施②	11 月	教育相談 ●いじめアンケート実施⑤
6 月	●教育相談に関わる調査実施（1 学期）	12 月	●いじめアンケート実施⑥ 2 学期のケースの状態確認 3 学期に向けての評価改善
7 月	●いじめアンケート実施③ 1 学期のケースの状態確認 2 学期に向けての評価改善	1 月	●いじめアンケート実施⑦
8 月		2 月	●教育相談に関わる調査実施（3 学期）
9 月	未然予防のための取組について研修 ●いじめアンケート実施④	3 月	●いじめアンケート実施⑧ 3 学期のケースの状態確認 次年度に向けての評価改善

○ 評価と改善

- ・ 上記にあげた「組織対応」「情報共有」「措置」についていじめ対策委員会で定期的に見直し、より適切で効果的な方法に改善する。
- ・ 解消にむけて常に情報交換を組織で行い、対応についても見直しをしながら進める。
- ・ 年度ごとに情報共有の方法や組織的な取り組み、年間計画について見直しを図る。

2 重大事態への対処

（1）重大事態の発見と調査

- 毎月実施しているアンケート（いじめアンケート・教育相談に関わる調査）から、生徒の情報収集を行い、重大と思われる事案を洗い出す。
- 保護者との連携により情報収集を行う。
- 重大事態が発生した場合は、速やかないじめ・不登校対策委員会による対応検討を行い、素早い対応を行う。

重大事態とは

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(生徒が自殺を企図した場合)
 - ・ いじめにより生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)
- などは、迅速に調査に着手
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。)

- 調査主体：重大事態発生の場合、学校が速やかに調査を行う。
- 調査を行うための組織：「いじめ対策委員会」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして組織する。
- 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ア いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様であったか。
 - イ いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係の問題
 - ウ 学校教職員がどのように対応したか

<いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合>

- ・ いじめた生徒から十分に聴き取る。
- ・ 生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - *いじめられた生徒や情報提供してくれた生徒を守ることが最優先
- ・ いじめた生徒に事実関係を確認・指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援を行う。
- ・ 関係機関と連携し、適切に対応する。

<いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合>

- ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、着手する。
 - ※自死事案の調査は、「『須賀川市いじめ防止基本方針』3-(6) 児童生徒の自死が起こった場合の調査」をもとに丁寧に行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
 - ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ② 調査結果の報告
 - ・ 希望に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

「いじめ防止対策推進法」概要 ※学校に関係する主な条文抜粋

1. 総則・基本方針

第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策

第15条 学校におけるいじめの防止

（道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員への啓発等）

第16条 いじめの早期発見のための措置

（定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備）

第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

（いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施）

第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3. いじめの防止等に関する措置

第22条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く

第23条 いじめに対する措置

- ① 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする
- ⑤ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える

4. 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

（国立の学校）当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

（公立の学校）当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

（私立の学校）重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。